

# 独立行政法人福祉医療機構の 平成 21 年度の業務実績の評価結果

平成 22 年 8 月 17 日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 平成 21 年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 20 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 20 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 21 年 12 月 9 日同委員会。以下「2 次意見」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成 21 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、法人全体の業務運営を改善する取組みとして、福祉医療機構の経営理念である「民間活動応援宣言」を具現化するため、平成 21 年 4 月に理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに機動的に対応するとともに、理事長の経営姿勢や考え方等を役職員に発信するため、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を効果的に開催し、重要案件の迅速・的確な経営判断と組織内の問題意識の共有化を図ることなどにより、業務の効率的な運営を推進し、利用者サービスの向上に努めていることが認められる。また、平成 17 年 4 月に認証取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、定期的な業務の進捗状況及び業務プロセスの監視等を通じ業務の適正執行を確保するとともに、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出し、継続的な業務改善が図られている。

具体的には、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムにおける機能の追加や改善などにより、福祉医療貸付事業の事業報告書システムの利用率が 55%（前年度 6%）、退職手当共済事業の電子届出システムの利用率が 79%（前年度 75%）に向上している。随意契約の適正化については、平成 18 年度において全契約に占める随意契約割合（件数）が 71.1%あったものが、平成 21 年度に 6.4%までに減少し、平成 19 年度に策定した随意契約見直し計画の目標を達成している。一般管理費等の節減については、本部ビル賃借料の引下げ、再リースの活用等により、平成 21 年度予算の縮減幅（平成 19 年度予算比 6.2%）を上回る 12.4%（平成 19 年度予算比）を

節減し、業務の効率化が認められる。

また、医療貸付事業については、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備及び出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金等について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、地域における医療機関等の安定経営に臨機応変に対応していることが認められる。

退職手当共済事業については、退職手当金の給付回数を従来の月2回から月4回に倍増するとともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が前年度比7.2日を短縮し37.6日となり、中期計画の目標値75日を大幅（37.4日短縮）に上回る実績をあげている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについて、機能の追加及び改善を行い更なる操作性の向上を図る取組み等を行った結果、アンケート調査において88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得る等、利用者の事務負担の軽減が図られていることが認められる。

これらを踏まえると、平成21年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### (1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

#### ① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

平成20年10月に策定した福祉医療機構の経営理念「民間活動応援宣言」の具体化に向け、平成21年4月に理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げている。これにより「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、役職員が一体となって、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに機動的に対応していることが認められる。また、組織横断的な取組みとして、貸付関係部と経営支援室等が連携を図り、貸付先に対する実地調査を行い、現状の状況把握とともに必要なフォローを実施することにより、リスク管理債権の未然防止を図るなど、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し、業務の効率的な運営を実施するとともに、利用者サービスの向上を図っている。

業務運営体制については、監査の公正性・中立性・透明性を高めるため、監査部門を理事長直属へ再編するとともに、基金事業にかかる助成審査業務の効率化を図るため、基金事業部計画課と振興課を統合・再編し、課長ポストを1つ削減するなど、業務の実態を踏まえつつ業務運営体制の整備・組織のスリム化を推進している。また、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を効果的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断するとともに、理事長の経営姿勢や考え方等を役職員に発信し組織内での問題意識の共有化を図っている。さらに、QMSに基づき、定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視が行われており、業務の適正執行

を確保している。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ② 業務管理（リスク管理）の充実

QMSの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するため、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出した上で、継続的な業務改善活動を推進していることが認められる。さらに、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営しており、これにより職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲の向上を実現している。

また、平成21年10月に、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を策定し、同方針に基づき「リスク管理委員会」を設置するとともに、平成22年3月に業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を策定し、リスク管理・危機管理の更なる態勢整備を図っている。

一方、個人情報の保護を適切に実施する観点から、平成21年10月に「個人情報保護マニュアル」を策定し全役職員に周知するとともに、個人情報保護に関する研修を実施し更なる周知徹底を図っている。また、情報セキュリティ対策を強化する観点から、平成20年度に見直した「情報セキュリティ対策基準及び実施手順」の周知を図るため、全役職員に対して研修を実施するなど更なる強化を図っている。

以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。今後とも更なる業務改善活動の活性化を期待する。

## (2) 業務運営の効率化に関する措置について

### ① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムにおける機能の追加や改善などを行い、利用者の利便性の向上を図った結果、福祉医療貸付事業の事業報告書システムの利用率が55%（前年度6%）、退職手当共済事業の電子届出システムの利用率が79%（前年度75%）に向上し、業務・システムの効率化に寄与していることが認められる。なお、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）に係る次期システムの設計・開発については、独立行政法人の事業の見直し等の動きを踏まえ、一時中断しているが、今後、厚生労働省とも調整を図り、同事業の方向性を明確にした上で、取り組んでいただくことを期待する。

また、情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るため、外部研修を22回受講するとともに、各業務の特性に応じて、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を33回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進により業務の効率化に寄与するとともに、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評

価する。

## ② 経費の節減

一般管理費等の節減については、本部ビル賃借料の引下げ、再リースの活用等により、平成 21 年度予算の縮減幅（平成 19 年度予算比 6.2%）を大幅に上回る 12.4%（平成 19 年度予算比）節減している。また、業務の効率化、経費節減、エコ対策等の観点から、会議資料のペーパーレス化、パンフレット等の発行部数の見直し、複写機等の再リースの実施などの取組みを徹底して実施することによりコストを節減するとともに、各職員に対するコスト意識の徹底が図られていると認められる。

人件費の削減については、組織のスリム化等により、平成 17 年度との比較で 11.4%削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その検証結果と今後講ずる措置についてホームページ上で適切に公表している。

なお、福祉医療機構の給与水準が国に比べて高くなっていることについては、在勤地が大都市圏であること、大学卒以上の比率が高いこと、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率の高さについては、平成 21 年度において課長ポストを 1 つ削減し、さらに、平成 22 年度において課長ポストを 2 つ削減するなどの取組みを図っており、引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、平成 19 年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施しており、平成 18 年度において全契約に占める随意契約割合（件数）が 71.1%あったものを、平成 21 年度において 6.4%まで減少し、平成 21 年度末において同計画の目標を達成している。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、随意契約の適正化を着実に実施し「随意契約見直し計画」を達成するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## （3）業務の質の向上に関する措置について

### ① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、国の政策と密接に連携し、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等が交付された施設整備に対し、優先的に貸付けを行っており、貸付審査の実績 660 件（経営資金を除く。）のうち、563 件（85.3%）が、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。また、政府において策定された「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助事業の対象となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（161 件、57,386 百万円）するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている社会福祉事業施設に対し、貸付利率の引下げ及び保証人の要件緩和などを講じた経営資金により緊急融資を実施（22 件、865 百万円）している。さらに、潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消を図る観点から、保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（279 件、18,109 百万円）し、福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に寄与していることが認められる。

また、協調融資制度については、積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めていることが認められる。

さらに、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っている。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、国の医療政策と密接に連携し、医療計画に基づく医療機関の整備、機能分化及び連携、介護保険事業計画に基づく介護老人保健施設等の整備等に対し、長期・固定・低利の資金を融資することにより、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に貢献していることが認められる。特に、政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施（505件、40,442百万円）している。また、国において、平成21年度補正予算に災害拠点病院等の耐震化に係る経費の財政支援（医療施設耐震化臨時特例交付金）が計上されたことに伴い、福祉医療機構においては、国の政策と連携を図り、耐震基準を満たすための建替整備等を行う医療機関への融資について、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなど講じた優遇融資を迅速に実施（18件、26,091百万円）している。

さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対しては、利用者の要望に応えるかたちで、通常の前要求スキームによらず、緊急的に貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施（166件、4,247百万円）している。

また、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っている。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関等に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資によって、地域における医療機関等の安定的な経営を支援していることが顕著に認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると高く評価する。

## ③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成21年度末におけるリスク管理債権比率は2.49%となり、前年度より比率で0.48%、金額で180億円それぞれ減少している。この主な要因としては、元金の償還方法について従来の年賦償還から月賦償還への誘導により、貸付先の経営状況の早期把握が可能になったこと、財務状況が厳しい貸付先等に対し、現地調査による状況把握やアドバイスによりリスク管理債権化の未然防止を行ったこと、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されてい

るものは、監査法人の検証を経た上で、リスク管理債権から除外したことがあげられる。

なお、医療、介護施設を取り巻く経営環境については、引き続き、厳しい状況であり、法人の経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す施設が見受けられる。福祉医療機構においては、このような状況の中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、引き続き、貸出条件緩和や福祉医療機構の総合力を発揮した経営指導等による積極的な支援及び民間金融機関との連携強化を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

#### ④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動やカリキュラムの継続的な改編を実施した結果、セミナーの延べ受講者数は3,421人となり、中期計画の目標値2,520人を上回る実績をあげ、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供している。

また、個別経営診断については、効果的なPR活動の実施及び東京都からの業務を受託した結果、診断件数は1,273件となり、年度計画の目標値280件を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。

さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保している。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後は、更なる職員の専門性の向上を図るとともに、経営改善支援事業による施設の安定経営の支援を期待する。

#### ⑤ 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）

当該事業における助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で幅広く募集を実施するとともに、公平性及び透明性を確保していることが認められる。また、助成終了後も事業を継続している割合は、平成19年度分助成事業で95.2%となり、中期計画の目標値85%を上回るとともに、独創的・先駆的事业等への助成割合についても83.5%となり、中期計画における目標値80%を上回っている。さらに、助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間は15.3日となり、中期計画の目標値30日以内で処理している。

なお、当該事業については、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けの結果に基づき、平成22年度から新たに社会福祉振興助成事業を創設することとなったところである。平成22事業年度分助成事業については、平成21年度中に既に助成金交付要望を受け付けていたため、助成要望団体に不利益が生じないよう、国と協議の上、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととし、新たな制度への円滑な移行が行われている。

以上のように、透明で公正な助成の実施と新たな制度への円滑な移行が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ⑥ 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）

事後評価については、審査・評価委員会評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施しており、特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により 116 事業へのヒアリング評価を実施している。ヒアリング評価結果については、評価部会委員によるヒアリング評価を実施した全助成先に対して評価結果をフィードバックし、さらに、地方分助成については、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対してもフィードバックを行うなど、評価結果を助成先団体の助成年度以降の事業の改善や発展に活かしていることが認められる。また、事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度の継続的な業務改善（P D C A サイクル）を実施している。さらに、特に評価の高かった事業等については、全国 4 か所で行った事業報告会や福祉医療機構のホームページ等を通じて、助成事業等の全国的な普及を実施している。

なお、平成 21 事業年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 92.0% あったとの回答を得ることができており、助成による波及効果を確認することができていると認められる。

以上のように、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

## ⑦ 退職手当共済事業

当該事業においては、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、退職手当金の給付回数を従来のも 2 回から月 4 回に倍増するとともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が前年度比 7.2 日短縮の 37.6 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（37.4 日短縮）に上回る実績をあげている。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについて、利用者アンケートの調査結果に基づき、機能の追加及び改善を行い更なる操作性の向上を図る取組み等を行った結果、アンケート調査において、88% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得る等、利用者の事務負担の軽減が図られていることが認められる。なお、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて 10 分の 1 以下に抑制することができている。

以上のとおり、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮や電子届出システムの改善による事務負担の軽減を図るなど、利用者サービスの向上に貢献するとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ⑧ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成 20 年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務



状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、厚生労働大臣が別途指示する運用利回り 2.80%を上回る 5.70%となり、前年度（▲5.89%）より大幅に改善している。その結果、平成 21 年度末における繰越欠損金については、前年度（112 億円）より 16 億円縮減し 96 億円となっている。

また、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

### ⑨ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業においては、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向を踏まえ、診療報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して、分かりやすく提供するなど、利用者の利便性の向上を図っている。

また、当該事業における利用機関登録数については、事業報告書等の電子報告システムが本格稼働したことに伴い、新たに約 7,200 法人が利用登録を行うなど、80,583 件となり、平成 21 年度計画の目標値 72,000 件を上回っている。また、アクセス件数については 1,412 万件となり、年度計画の目標値 1,400 万件を上回る実績をあげており、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）についても、前年度（2 億 831 万件）を上回る 2 億 1,610 万件に増加していることから、利用者ニーズに十分対応していると認められる。さらに、利用者の満足度については 90.3%となり、平成 18 年度以降の高水準を確保している。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、業務・システム最適化計画に基づく次期システムの設計・開発については、独立行政法人の事業の見直し等の動きを踏まえ、「ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、運用施設・設備」納入事業者及び「運用・保守」事業者の調達について一時中断としているところであるが、今後、厚生労働省とも調整を図り、同事業の方向性を明確にした上で、取り組んでいただくことを期待する。

### ⑩ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、平成 22 年 2 月から「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」などの制度変更を行い、利用される方にとって必要な資金が融通され無理のない返済となるよう配慮した取扱いを開始している。

また、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、福祉医療機構のホームページやリーフレット等による広報を実施している。

さらに、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担

保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期未処分利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、当該事業については、厚生労働省における省内事業仕分け（平成 22 年 4 月 19 日）及び行政刷新会議における事業仕分け（平成 22 年 4 月 23 日）の結果を踏まえ、「年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に代わるようなセーフティネットを用意した上で、事業を廃止する。」とされたところであるが、今後、利用者に混乱の来すことのないよう、厚生労働省及び関係機関等と慎重に検討を進めていくことを期待する。

#### ⑪ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図っている。また、延滞債権については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めていることが認められる。

また、解散を予定している 2 貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関と協議の上、債権回収を行うとともに、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置として 1,206 件、民事再生法の適用による返済条件として 60 件の措置を講じるなど、適時的確な債権回収を行っている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### (4) 財務内容の改善等について

平成 21 年度においては、全勘定において当期利益を確保している。

また、一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 21 年度予算の縮減幅を上回る額を節減し、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、両事業合計で予算額を上回る自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（41 件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を行っている。

さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図るとともに、その他の保有する資産についても利用状況等の確認を実施していることが認められる。

以上のように、全勘定において当期利益を確保するとともに、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見

直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## (5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給、賞与等に反映させるとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組みを職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入することとし、人事評価結果に基づく処遇の推進を図っている。また、人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて14回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成21年度末の常勤職員数は260人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の87.0%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## (6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

### ① 財務状況について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。なお、保険勘定における繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きい。当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくべきであり、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

### ② 保有資産の管理・運用等について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、独立行政法人整理合理化計画で指摘された宿舍の売却については、平成22年度中に売却に係る入札手続きを実施する予定であり、また、公庫総合運動場についても、同運動場のある三鷹市と関係機関と調整の上、平成22年度中を目途に入札手続きを実施する予定であるとのことから、保有資産の見直しについては、適切に対応していることが認められる。

### ③ 組織体制・人件費管理について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からのいわゆる2次意見（平成21年12月）の指摘に対応するため、法定外福利費における永年勤続表彰については、厚生労働省において勤続年数満20年及び満30年の者に対して永年勤続表彰を行っていることを踏まえ、平成21年12月より実施基準を見直し勤続年数満25年時点の表彰を廃止している。

なお、今後は、国の給与改定状況等を注視しつつ、管理職ポストの削減など必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおり、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めるべきである。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

#### ⑤ 契約について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、平成21年度から再委託割合が高率（50%以上）のもの又は随意契約によるものを再委託している案件はない。

また、契約に当たっては、総務及び経理担当役員等に監事をオブザーバーとして加えた「契約審査会」を設け、同審査会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めている。

なお、競争性のある契約に移行したものの一者応札・一者応募となった案件については、公告期間の延長や資格要件の設定を見直すなどの改善策を講じているが、今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

#### ⑥ 内部統制について

理事長から役職員に対して、平成20年度に策定した経営理念の更なる普及と定着を図ること等を通じて「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を応援するという使命を果たすために、主体的に業務に邁進するよう周知徹底されており、理事長の意向が組織運営に反映できる統制環境が整備されていると認められる。

さらに、平成21年10月に「リスク・危機管理基本方針」を策定し、同方針に基づき「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理・危機管理の更なる態勢整備を図っている。

また、各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行い、さらに、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された問題点等について、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っていることが認められる。

さらに、長寿・子育て・障害者基金事業や退職手当共済事業等において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（いわゆるアウトカム指標）を積極的に追加するなど、事業の成果がよりわかりやすい形で示すための取組みがされており、他の事業における業績測定のための尺度についても、おおむね妥当であったと認められる。

なお、内部統制を通じて、役職員が組織全体のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

#### ⑦ 事務・事業の見直し等について

QMSの運用を通じて顧客満足度調査や顧客からの意見・苦情等を収集し、また、平成22年度においては、顧客からの要望・苦情等を受付ける「お客さまの声」制度を設置している。さらに、職員からの改善アイデア提案制度を効果的に運用するとともに、人事評価制度においては、業務をより効率的に行う取組を職員の評価結果に反映する仕組みの整備を行う等、業務改善に向けての積極的な取組を実施していると認められる。

一方、福祉医療貸付事業においては、政府において策定された「経済危機対策」の一環として、融資条件の優遇措置を積極的に実施しているほか、平成22年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設している。また、退職手当共済事業においては、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を実現し、さらに、各貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、中小企業金融円滑化法等の趣旨にかんがみ、返済条件の変更等に迅速かつ適切に対応している。

今後とも国民のニーズを把握した上で、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

なお、各貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、業務の一部を民間金融機関等に委託する必要性及び長寿・子育て・障害者基金事業において、法律に基づく指定法人に対する交付金の交付状況等については、いずれも妥当なものであると認められる。

#### ⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

#### ⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、福祉医療機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。